

△横浜市子供を虐待から守る条例に基づく平成27年度実施状況報告について

◆（加納委員） この条例、本当によくつくっていただいて、この条例ができて2年ですけれども、本当にこの条例があることによって、これからより具体的に物事が進んでいくなど。きょうはA3判の説明とこの資料ですけれども、申し上げにくいところなんです、やはりこれは漠としていて、本市全体が丸まっていて、各区の現状もよくわからないんですけども、先ほど関委員のほうから磯子区の案件で、現場では1件ですよというお話があったけれども、今の細野部長のお話では170幾つということがあるので、先ほどの関委員がおっしゃった件について、各区の状況がわかるものがいただければ、委員会として資料を要求したいんですけれども、これを1点、確認をお願いしたいと思います。

◆（加納委員） それから、さきの常任委員会で私のほうから栄区の事例を挙げたり、それから国からの通知、いわゆるお子さんが亡くなった事例については、なるべく全事例は検証しなさいという通知が国から発信されているということからすると、先ほど来不審の死も、それからかかわるかかわらないの問題も含めて、横浜市としては本市の中でお子さんが亡くなるということは大きな話なので、いわゆる区とか児童相談所がかかわっているいないにかかわらず、本市で亡くなった事例については検証していただきたいということをさきの常任委員会で申し上げました。局長と細野部長に御答弁いただいて、おおむね私のほうの意向に沿う形で、なるべくそういった全症例を確認していきますという御答弁をいただいたと思うんですけれども、一応確認のために、そういうことでよろしいかどうか。

◎（田中子ども青少年局長） 結構でございます。

◆（加納委員） そのときに、議会で議論になった事例、それから昨今、放射線やアレルギーの問題もそうですけれども、新聞で大変大きく扱われて、いわゆる対社会に対して議論が生じている案件も含めて、本市で亡くなった事例についてはなるべく頑張って精査していただきたいということも申しつけましたけれども、これについてもそれはやっていくということでもよろしいんですか。

◎（田中子ども青少年局長） 基本的に虐待死については、今御指摘のとおり進めていこうと思っております。先ほどのように虐待ではないような、突然死症候群のような場合に、我々の対応が妥当だったかどうかということも中にはございますので、そういった部分については、まずは私どもの中での振り返り等も含めて、内部的にもやっていきたいと思っております。

◆（加納委員） 実は先ほどの概要のところにもあるんですけども、平成27年度の虐待による死亡事例は3件と書いてあるんだよね。虐待による死亡事例3件、3件は虐待によって死亡したんだということなんだけれども、虐待によるというのは何を意味しているのか、どういう定義のもとに虐待による死亡は3件なのか。ほかにも死亡があった場合、それは病気ですと、これは虐待による死亡ですと、それはどこで判断されているのか、まずお聞きしたい。

◎（田中子ども青少年局長） 基本的に今いわゆる死亡事案になりますと、虐待ということであれば事実上、殺人か、もしくは傷害致死での捜査なり何なりが入ることが現実でございます。そういう意味では、警察等によるそういった罪名での逮捕であると、そういう扱いの部分が一つの判断要素になりますし、またいわゆる一番典型

的な例とすれば、いわゆる親子心中、無理心中のような状況になれば、そういったところが最も明らかな部分として考えます。

◆（加納委員） 事前に担当の方とキャッチボールしたときに、虐待によるというのは、警察が虐待とみなすということが大きなポイントだというお話をされていましたがけれども、警察がそれを虐待と認めた事例が虐待による死亡事例ということにしているのですか。

◎（田中こども青少年局長） 基本的なベースはそういったところで今判断しております。

◆（加納委員） そうすると、警察が認めたもの以外は、辻本部長やら細野部長がおっしゃったいわゆる不自然な死というものは基本的にはなくて、いわゆる病気なんだと。例えば乳幼児突然死症候群とか、乳幼児何とか症候群とかいうことで、必ず病名がつくんだと。したがって、警察に虐待と認められた以外は、そういった病名の死なんだという認識でいいのかな。

◎（田中こども青少年局長） 扱的には病死ということになっておりますので、いわゆる虐待死ということではなかなか認定しにくい部分と認識しております。そういったところで、我々の中でもそういう状況で亡くなられたお子さんの家庭にも支援等をしている場合がありますので、そういう意味ではそのかわりの中で我々としても振り返りということは進めていきたいと思っています。

◆（加納委員） 実は今、厚生労働省も小児科学会も、それからこういった虐待に対して、先ほど来医療機関との連携ということを推し進めていく中で、実は医療機関としては救急搬送でこれは低栄養であって本来の姿ではないんだと言って、例えば警察のほうに虐待が疑わしい、大きいぞということで通報する。警察はそれを監察医というのか、検視のほうに回す。そうすると、その検視に回ったときに、乳幼児突然死症候群とかで終わってしまう。

医療機関に運ばれたときに、そのドクターが、これは状況から考えてとても普通の状態ではない死亡だ、もしくは普通の状態ではないと言って警察に通報するんだけど、警察は検視に回したときに、検視のほうは、いやそれはもうよくわからないし、今の状況からすると小児の症候群ですと言って終わってしまうケースが実はあったりして、医療機関と警察、それから行政との連携がなかなかできていないということから、今医療機関や行政、警察の間での情報共有、それから検証が不十分で多くの虐待死が見逃されているというおそれが国の集計でいうと3倍以上あるということが厚生労働省や小児科学会で実は言われていて、さらに死亡時に子供を診たドクターと司法解剖を担当した法医学者、それともしっかりと連携がないと、結局見逃してしまう。

今交通事故などで検視、解剖に回されるケースが大変多い中で、ドクターはこれは異状死だと、明らかに児童虐待と言って通報する。その後、検視。ここの相違が多くて、いわゆる虐待死が見逃されているというのが厚生労働省からも厚生労働省の研究班からも言われているし、それから小児科学会などでも今大きくそのことについて言われています。

そこでお願いなんですけれども、横浜市は医療機関との連携を今一生懸命やっていますよね。先ほど来からこの資料にも医療機関との連携云々とあるよね。だから、医療機関と本市、行政が連携するというのももちろん大事なんだけれども、条例では警察との連携もしっかりとやりなさいと、やるべきだという話なんだけれども、ドクターが変死、おかしい、虐待死ではないかと言って、今言った司法解剖のほうが違うと言ったときに、こことここがしっかりと情報共有するとか、この辺のシステムを本市としても医療機関にしっかりとお願いするとか、警察のほうにしっかりとお願いするとか、行政がそのことを中心になって、そこまでのシステムを今後お願いするということをするべきだと思うんです。もちろんそれぞれ相手の御都合もあるけれども、田中局長として今の私の意見について御感想をいただければありがたい。

◎（田中こども青少年局長） 率直に申し上げますと、いわゆる監察、司法解剖と通報のドクターとの関係というところでいいますと、私どもとすると中まで立ち入ることに関しては非常に難しい課題、微妙な課題があるなど感じております。ただ、我々も先ほど来御説明しておりますように、明らかでない場合も、我々の内部としては、そもそもこの検証委員会とか振り返りは、委員が御指摘のとおり、次のこういう事案を起こさないために我々の対応がどうだったのかということを検証していくことで振り返りをしていくことが趣旨でございますので、ある意味では病死だった親御さんに虐待しましたねということ突きつけるような趣旨ではないと理解しております。

そういう意味では、振り返りをしていくということについてはうまくやっていきたいと思っておりますし、また今の御指摘の部分も課題としてございますので、医療機関、警察とも意見交換等はしていきたいと思っております。

◆（加納委員） 厚生労働省や小児科学会は、今医療機関との連携によっていかに虐待死を見つけるか、それを見落とさないということが必要で、それはもうデータの非常に相談があって、虐待死と疑われている中で、検視から上がってくるのが10%を切るぐらいの実数は厳しい数字なんだということも言われています。それは警察もよくわかっているし、医療機関もよくわかっているし、そういった部分では、どうか今のこの議論を踏まえて、今言っているのは12病院との連携をしながら、そこまで進めていただきたいということを御提案いただきながら、検討を進めていただきたいということを1点言っておきます。

それでは、平成27年度の実施状況報告書の15ページと16ページ、そこに今議論している医療ネットワーク、仙台にも行きましたが、医療ネットワークとして横浜市とこうやって進んでいただいているだけけれども、それぞれの参加医療機関がそこに書いてあります。ネットワークの活動、参加医療機関があって開催状況があるだけでも、横浜市はこの中に入っているんですか。入っているとすれば、どういう立場になるのでしょうか。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 事務局として全体をコーディネートしております。

◆（加納委員） そうすると、例えば12の医療機関、それぞれネットワークしているわけだから、それに関する要綱とかそういったものはあるんですか。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 病院ごとには、つくっている病院とつくっていない病院がございます。我々としては現在どこの病院がつくっているのかということは、把握してございません。

一応、全部つくっているということでございます。申しわけございません。

◆（加納委員） そうすると、それは医療機関ごとにつくっているのか、本市が事務局で、一応それぞれ12医療機関に、例えばデータを出すにしても、傾向対策を出すにしても、同じベースでもって条件を付して、それぞれ多少特化するものはあるけれども、本市が事務局としてちゃんとつくっているのかどうか、その実態を教えてください。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 横浜市から一定の手引きを出して、そしてそれぞれの病院ごとに作成しているということでございます。

◆（加納委員） それは事務局として全部持っているのかな。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 各病院のものについては、横浜市として今は持っておりません。

◆（加納委員） 時間的なこともあるので、資料要求をさせてもらっていいですか。

つまり、条例ができてやっと2年目、医療機関はこの12病院が頑張ってくれてやっている。医療機関によって意識しているメンバーは頑張れるけれども、例えばそれが救急隊までいかないとか、救急現場までいかないという実態を事前の説明で聞きました。ですから、医療機関としてはなるべく医療機関の中の多くの医師や関係者に虐待の意識を持ってもらうということが、まだまだ不足していると聞きましたが、まず実態はそうなんですか。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 現在の12病院のネットワークを通じまして、それぞれの病院の努力の中で院内の理解を進めているというのが実情でございます。また、横浜市としては地域医療機関に情報提供をお願いするなど、さまざまな機会を通じてお願いしているところでございます。

◆（加納委員） そこで、実態を聞いたらやはり不足していると。小児科だけが頑張っているとか、あと例えば歯科医師の方とかいろいろな方、虐待のケースが頭であったり歯であったりいろいろなことがあるから、なるべく周知をして、せっかくこういうものをつくったんだから、幅広く集約をして未然防止をしていこうということがまだまだ足りない。だから、そういった部分では、それぞれの12病院の要綱、それから本市が基準で出していますと言っているから、本市が基準で出している要綱なのか決まりごとなのか、それを資料としていただきたい。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 資料を用意いたします。ひな形としては、国がつくったひな形を使っているということでございます。それから、各12病院からそれぞれ取り寄せて対応いたします。

◆（加納委員） それから、先ほど井上委員がおっしゃっていた案件なんだけれども、私も5年前の青葉区の事例が、栄区の事例と同じように、非常に参考になると思っています。それは先ほど酒井委員やら皆さん方から他都市から転入した者をどう扱うかとか、それから今私が話をした、いわゆるドクターが低栄養だとか、この子供は虐待が疑われるとって通報したケースなんだよね、青葉区の事例は。でも、検視のところでは、いわゆる小児の症候群で終わっている。それは当時の常任委員会で相当議論しました。それは新聞でも大きく報道されて、その中で当時の青葉区の他都市から来た者についての対応が、例えば1カ月間放置していたとか、それからお子さんと一緒に来た男性が児童手当とかそういうことを受け取りにきたときに、職員が明らかにこれはおかしいとってメモを書いて出していたけれども、それが情報共有されなかったとか、さまざまなケースがあおのときに起きて、大きく報道もされ、当時常任委員会でも相当議論されて、ほとんど全議員がそのことについて疑問を投げかけて、委員会が相当白熱した経緯があります。

あの後、あのケースについて検証したのかしないのか。栄区の場合には検証して、新たな検証結果としてさまざまな課題が見つかったというんだけど、青葉区のとときにはどうだったんですか。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） 青葉区の事例につきましては、今委員が御指摘のとおり内部の手続の中で、または職員の対応の中で、さまざまな課題があったということ踏まえて、それを反省し、二度とそういうことが起こらないようにということ踏まえて、区の中で振り返りを行ったということで、それについては報告書も出しております。

◆（加納委員） 委員長、今医療機関との連携の問題、それから厚生労働省が言っている医療機関と警察と検視の問題、それから酒井委員を含めて他都市から来たケース、こういったことが、たしかあの案件、事例については非常に参考になる事例、案件だと私は思うし、多分そのことがあるから今細野部長は見直しか何かをされたと言っているので、できたらその資料についても資料要求したいのですが、出るものでしょうか。

◎（細野こども福祉保健部長兼児童虐待・DV対策担当部長兼児童相談所統括担当部長） この資料につきまして、御用意いたします。

◆（加納委員） 最後、条例ができて、ここまで進みました。これからは今言ったようなもう一步頑張れば、もう一步広がる。例えば 12 病院がしっかりやってくれば、12 病院の外側にあるバームクーヘンの各医療機関まで広がると思うんです。そうすると、条例をつくれた私どもからすると、見逃しを何とか減らしたい、それから今言った警察が認定した虐待による死亡だけではなくて、今の青葉区のことも含めると、そういった事例についても検証していくともう一步広がるかなと。

それから、区役所はかかわっていません、それから児童相談所もかかわっていませんという事例があるよね。これも非常に難しい話だよね。これについても 12 医療機関及びその先のバームクーヘンがしっかり広がってくると、もう少し未然防止ができるのかなと。

それから、先ほど出た精神的疾患の皆さん方はどうするんだというのも、いわゆる精神の専門の医療機関のお知恵をいただいて、このネットワークの中に入れていくと、またこれも新たにその未然防止のところがもう一步広がっていくのかなと考えると、今回の条例の制定と、条例の問題と、今議論されていることについて検証していくことによって、何人救えるかわからないけれども、やはり今よりは児童虐待が未然に防げる可能性が大きいのかなと思いますので、冒頭言った毎月 5 日、それから 11 月が月間ですね。したがって、これを見ると人もお金も欲しいよね。副市長、人とお金が欲しい。足りないということはよくよくわかるので。そうはいつでも今ある予算の中でやっていかなければいけないので、どうかもう一度今の議論を踏まえながら、進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

△保育所で保管しているマイクロスポット対応で除去した土壌について

◆（加納委員） 関連で、突然の話だから細かいことは抜きにして、この前の教育委員会の事案の後、今お話しのように教育委員会、それから健康福祉局、この両局がやはり不備だったということでマニュアルなどをかえたんですね。そういったものを受けて、今こども青少年局として保育園、幼稚園というところにつくっていたマニュアルを変更したのか、また変更しなければならぬのかというのを、あるのかないのかだけ。

◎（田中こども青少年局長） 幼稚園については所管が県でございますので、希望があれば配布するというレベルでございます。

今、教育委員会の状況を確認して、マニュアルに不備があるかどうかは点検をしているところでございます。現時点ではまだ改定してございません。ですから、まだ最終的にどこが改定が必要かというのは、作業中でございます。

保育園は基本的に区の所管でございますので、そういう事例が発生した場合には、こども家庭支援課に連絡がありまして、基本的には生活衛生課のほうでも、区の中で情報提供するという仕組みにはなっております。

◆（加納委員） 最後にします。おっしゃるとおりで、ただ、区役所の中に区の生活支援課があったり、福祉保健センターの中にそういうのがあるよね。だから、区の中にあるんだけど、一方で縦軸は保健所長を中心とした流れだから、間違えてはいけないのは、区役所業務だとか、区役所の事務分掌の中におさまっていますからという話ではなくて、非常に複雑なんだよね。区長を所管とする流れと、各局の流れとの非常に微妙なバランスのところ花落とし穴になってしまうので、そういった部分では今の御発言はよくわかるんだけど、もう一步踏み込んでいただいて、せつかく今回ああいう形で教育委員会のほうで、閉会中だったけれども、さまざまやりましたので、どうかああいったものを参考にしながら、特に健康福祉局との連絡、すぐに来てもらう、対応してもらう、調べてもらう

ということがあると、その辺のことについてしっかり議論していただきたいということ、これは要望だけしておきます。